ロ　前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない場合　第三項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合（」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第十条第六項中「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第十条第七項を削り、同条第八項第二号中「次号及び第十一項」を「以下この項及び第十項」に改め、同項第六号を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　試験研究費割合　適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第十条第八項第七号中「又は中小企業者（第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。）」を「その他の者」に改め、「、中小企業者」の下に「（第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者をいう。）」を加え、同項第八号中「その年分及びその年」を「適用年の年分及び当該適用年」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十一項中「第七項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「、第六項又は第七項」を「又は第六項」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第十条の二第三項中「前条第八項第五号」を「前条第七項第六号」に、「同条第八項第四号」を「同条第七項第四号」に改める。

第十条の三第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の四第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「百億円」を「八十億円」に、「の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械及び装置並びに器具及び備品　百分の四十（平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた個人（第三項第一号において「特定個人」という。）がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ。）の用に供したものについては、百分の五十）

二　建物及びその附属設備並びに構築物　百分の二十

第十条の四第三項中「の百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に、「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械及び装置並びに器具及び備品　百分の四（特定個人がその承認地域経済牽引事業の用に供したものについては、百分の五）

二　建物及びその附属設備並びに構築物　百分の二

第十条の四の二第三項及び第十条の五第一項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の五の二第一項中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に係る計画の実施その他の取組が特定中小事業者の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）に」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の五の四第一項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改め、同条第二項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改め、同項第二号ロ中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

第十条の五の五第三項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改める。

第十条の六第一項中「第十条第八項第四号」を「第十条第七項第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十三号の二を同項第十三号とし、同条第五項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に、「第四号、第七号又は第十三号の二」を「第六号又は第十三号」に改め、同条第六項中「第十条第十項」を「第十条第九項」に改める。

第十一条第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

イ　特定船舶（当該事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のうち当該個人の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。ロにおいて「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）	百分の十八（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。ロにおいて同じ。）に該当するものについては、百分の二十）	
ロ　特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶	百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）	
ハ　特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶	百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）	
二　政令で定める海上運送業を営む個人		

第十一条の三第一項中「第十条第八項第五号」を「第十条第七項第六号」に改める。